平成２５年（フ）第２号
鳥取県鳥取市福部町海士889番地532
債務者　田村　裕美
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
鳥取県鳥取市滝山417番地６、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字洗井1931番地38
債務者　田邊　賢子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
鳥取県鳥取市的場２丁目５番地　ヴィオラＭＡＴＯＢＡ　A103号
債務者　澤田　則孝
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６８号
鳥取県鳥取市的場２丁目５番地　ヴィオラＭＡＴＯＢＡ　A103号
債務者　澤田　広子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７３号
鳥取県鳥取市相生町４丁目303番地12
債務者　竹内　一美
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５５号
愛媛県松山市東野３丁目甲301番地　溝辺団地20棟2153号
債務者　松井　秀樹
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５６号
愛媛県松山市東野３丁目甲301番地　溝辺団地20棟2153号
債務者　松井　美子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５７号
愛媛県松山市東野３丁目甲301番地　溝辺団地28棟2212号
債務者　二宮マツ子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５３号
愛媛県松山市枝松２丁目１番25号
債務者　高塩　信恵
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５６号
愛媛県松山市藤原２丁目２番６号
債務者　松村　明美
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６０号
愛媛県松山市山越３丁目10番１号
債務者　加藤　和枝
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６３号
愛媛県松山市南梅本町甲1163番地18
債務者　林　　文夫
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２６号
高知市一宮南町１丁目７番３―402号
債務者　渡邊　香織
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７０３号
熊本県菊池郡大津町大字杉水3421番地17　アーバニティ第２ハイツ203号、前住所熊本市南区島町３丁目８番62号　ロングハイツ102
債務者　岩元　猛史
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７２７号
熊本市中央区坪井１丁目６番26号　内田アパート206号
債務者　久連松尚史
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７２９号
熊本県合志市幾久富1758番地184
債務者　和田　洋介
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０８号
大分市高松東１丁目４番２号
債務者　猪瀬　　綾（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係